

前回第6回 SPE 専門委員会
(平成18年6月19日開催)
審議資料に加筆修正

短期的な対応 - 特別目的会社 (SPE) に関する開示の充実

1 現状

企業会計審議会から公表されている「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(平成10年10月30日)では、一定のSPEについては、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしている。

この際、特別目的会社 (SPE) に関するディスクロージャーを充実させていくことが、より早く解決できるという考え方で、今後、進めていくとしても、現在の会計基準等では、SPEと一定の関係を有している場合における開示について、明示的には取り扱われていないことから、実務上、偶発債務、関連当事者、担保資産などに該当する場合にのみ注記がなされている(追加情報として一定の注記がなされている例も見受けられる。)

【なぜディスクロージャーを充実させていく必要があるのか(現状、何が問題であるか)】

必要性(問題点)	異なる見方	異なる見方への対応案
SPEを利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する判断が相当に難しくなっている。その中には、金額的重要性があるものも多い	急拡大していると言うが、どのぐらいの影響度があるのか	<参考3>資料2(証券化市場規模(推計))参照
	複雑化・多様化し、会計処理に関する判断が相当に難しい事例はどのようなものか	多様化 <ul style="list-style-type: none"> 金融商品 <u>中心から</u>—不動産の<u>他</u>、動産、知的財産 <u>などへ拡大</u> 譲渡型 開発型(占有卸型、エクイティ型、買取権型など) 複雑化 <ul style="list-style-type: none"> 業務制限の程度(受動的 能動的) 有限責任中間法人の利用
外部から不透明感(何をしているか、どの程度リスクがあるのか、など)が増加している	<ul style="list-style-type: none"> ノンリコース、倒産隔離が効いていれば、リスクはないのではないか 過剰な開示は、むしろ誤解を招かないか(現状でも十分では?子会社・関連会社に関する開示とのバランスは?) 	過剰な開示は避けるべきであるが、不透明感の是正であれば、多少、幅広く開示することは考えられる。

必要性（問題点）	異なる見方	異なる見方への対応案
SPE とされているも、財務及び営業又は事業の方針を決定しているものがある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行ではなく常務（日常業務）ではないか ・ 損益の享受（負担）が少ない場合には、連結する方がむしろ弊害があるのではないか 	実質支配力基準の見直しにも係る可能性がある（根本的な議論には時間がかかるのではないか）



（以前の資料参照）

- 今後の対応としては、テーマ協議会からの提言にあるように、2 段階（短期的な対応と中長期間な対応）で進めてはどうか¹。
- 短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）としては、SPE に関するディスクロージャーを充実させていくことが、より早く解決できると考えられるがどうか。



近年では、事業上重要な SPE との取引が多くなっていることを踏まえ、適切な情報開示の観点²から、SPE を連結しない場合でも、SPE との取引が事業上重要である場合には、SPE の概要、SPE との取引の概要など、包括的に開示の仕方を整理してはどうか。

2 具体的な対応案

【案 1】SPE を関連会社とする場合の明確化

「具体的な取扱い」では、一定の SPE については、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしており、関連会社に該当しないものとはしていない。このため、SPE の関係者が影響力基準を満たす場合³は、SPE であっても関連会社となるが、実務上、関連会社と判定することの解釈は定着しておらず、作成者及び監査人によって、異なる取

¹ さらに、この方法は、中長期間な対応（連結の範囲に関する「特別目的会社の取扱い」についての根本的な考え方の整理）を独自に行うのではなく、短期的な対応（一定の期間で成果が見えるような対応）を図るための議論の際、念頭に置きながら進めていくものであり、一層効果的な検討も期待できる。

² 平成 16 年に公表されている討議資料では、財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測や企業評価のために、将来 CF の予測に役立つ情報を提供することであり、その会計情報の質的特性として、意思決定有用性が示されている。

³ 連結原則及び「具体的な取扱い」では、関連会社を「出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合」と定義している。

扱いがなされている（例えば、相当額の組合出資がある場合には関連会社としている例などが見受けられる一方、相当額の組合出資があっても関連会社としていない例も見受けられる。）。

関連会社とされれば、「関連当事者の開示」が必要となるため、この取扱いを明確化することにより、開示の充実が図られる。また、関連会社とされた場合の連結上の取扱いについても解釈が分かれている⁴ため、これにも寄与する。

【案 2】「具体的な取扱い」によって子会社に該当しないものと推定されたものについての開示

「具体的な取扱い」では、一定の SPE については、出資者等の子会社に該当しないものと「推定する」としている。このため、反証によって覆ることとなるが、どのような反証を行えばよいか、実務上、明確とはなっていない。この点を明確化することも考えられるが、そのためには、中長期的な対応が必要と考えられる「根本的な考え方」を整理しなければならない。このため、短期的な対応としては、「出資者等の子会社に該当しないものと推定」された一定の SPE については、関連当事者の開示や海外の状況を踏まえ、その概要や取引内容について開示する。

注記事項案	(参考) 関連当事者の開示	(参考) FIN46R・FAS140
SPE の概要 (例えば、名称、所在地、設立時期、事業の内容、直近の財政状態(資産総額や負債総額等)が考えられる)	<p>関連当事者の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 所在地 ・ 資本金(出資金) ・ 事業の内容 ・ 当該関連当事者の議決権に対する会社の所有割合、又は、財務諸表作成会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合 <p>関連当事者の存在に関する開示(要約財務情報は、合算して記載する)</p>	<p><u>変動持分事業体(VIE)</u>の性格、目的、規模及び活動内容 (FIN46R 24 項 b)</p>

⁴ 例えば、SPE を関連会社とする場合、売手側である投資会社に生じた未実現損益を全額消去するとされている「状況から判断して他の株主の持分についても実質的に実現していないと判断される場合」(会計制度委員会報告第 9 号「持分法会計に関する実務指針」第 11 項)とは、どのような場合か。

審議事項(5)

注記事項案	(参考)関連当事者の開示	(参考)FIN46R・FAS140
	ことができる)	
SPE との関係 (例えば、議決権等の所有(被所有)割合、役員の兼任等がある場合には、その記載考えられる)	会社と関連当事者との関係	VIE との関係及び関係が始まった時期(FIN46R 24 項 a)
SPE との取引の内容	取引の内容	証券化の特徴(サービス業務、償還請求権及び保有しつづけている留保持分に関する制限などの継続的関与)や証券化による金融資産の売却からの損益(SFAS140 17 項 f (2))
SPE との取引の種類別の取引金額 (例えば、資産の譲渡取引、回収サービス業務、資金取引、債務保証、担保取引等が考えられる)	取引の種類ごとの取引金額 ・ 資金貸借取引 ・ 債務保証等 ・ 担保提供又は受入れなど	
SPE との取引条件及び取引条件の決定方針 (適正な価額により資産が譲渡されていること必要なので、不要か?)	取引条件及び取引条件の決定方針	当初測定及び事後測定する会計方針 - その公正価値を決定するために使用した方法を含む
SPE との取引により発生した資産負債に係る主な科目別の期末残高	取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高	直近の決算日現在で、企業が、保有しつづけている留保持分や、譲渡資産に関連するサービス業務資産・負債を有する場合には、主要な各資産分類(例えば、貸付金、クレジットカード債権及び自動車ローンなど)について、(SFAS140 17 項 g) ・ 当該持分の公正価値への仮定的な影響を示した感応度分析又はストレステスト、並びに、それらの目的、手法及び限界の説明 ・ 元本の総残高(認識を中止

審議事項(5)

注記事項案	(参考) 関連当事者の開示	(参考) FIN46R・FAS140
		した部分と、継続して認識されている部分)及びその延滞額
取引条件の変更があった場合は、その旨、変更内容、当該変更が財務諸表に与えている影響内容（これには、事業体との関係によりその会社にもたらされる最大損失エクスポージャー等を含むか資産計上額に加え、偶発債務の記載をすれば足りるか）	取引条件の変更があった場合は、その旨、変更内容、当該変更が財務諸表に与えている影響の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結 VIE の債権者(又は変動持分保有者)が、主たる受益者に対して遡及権を有さない場合はその旨 ・ VIE との関係によりその会社にもたらされる最大損失エクスポージャー

両案に対する専門委員会での意見

	賛同的な見方	否定的な見方
【案1】SPE を関連会社とする場合の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既存の開示制度を用いるため、よいのではないか。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「支配力」はないと推定するが「影響力」があるケースを整理するのは、実務上、困難ではないか。 ・ 「関連当事者の開示」は SPE の開示に照らした場合、粗いところがあるので、別枠にする方がよいのではないか。
【案2】「具体的な取扱い」によって子会社に該当しないものと推定されたものについての開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新たに開発することになるため、開示の目的にあわせて柔軟に対応できるのではないか。(この際、個々の SPE の開示より、全体としての開示が有用ではないか)。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>明らかに連結対象外と考えられるものも開示対象となるのではないか(SPE として子会社に該当しないものと推定しているのか、そもそも連結対象にもならないものとしているのか、解釈が実務上、幅広になっているのではないか)。</u>

(*)いずれの場合でも、過剰な開示は避け、適正な開示レベルとすべきである。

<参考1> 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会（平成17年9月30日）
「特別目的会社を利用した取引に関する監査上の留意点についてのQ & A」から

Q3 財務諸表等規則第8条第7項では、一定の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしていますが、監査上、どのような点に留意する必要がありますでしょうか。

A：財務諸表等規則第8条第7項では、特別目的会社（定義についてはQ1を参照）については、子会社への該当の判定上、特則が設けられています。すなわち、特別目的会社については、次の要件を満たしている場合には、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下「出資者等」という。）から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされています。

- ・ 特別目的会社に対して、適正な価額により資産が譲渡されていること
- ・ 特別目的会社が、譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（資産流動化法に規定する特定目的借入に係る債権者を含む。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されていること
- ・ 事業内容の変更が制限されていること

これは、資産流動化法上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分により得られる金銭により資産対応証券の元本や金利、配当の支払を行う業務）及びその付帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当と考えられたことによるものです。また、事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体についても、同様に取り扱うことが適当とされています。

このように、財務諸表等規則第8条第7項は、本則に対する例外規定であるため、監査上は、拡大解釈がなされその趣旨を逸脱することがないように、十分留意する必要があります。具体的には、適正な価額により資産の譲渡が行われているか（Q4参照）、事業内容及びその変更の制限がなされ、目的に従った事業の遂行が行われているか（Q5参照）について、十分な検討を行う必要があります。

上記のように、財務諸表等規則第8条第7項の特則は、特別目的会社が資産を譲り受けることを主に想定しているものと考えられますが、特別目的会社の利用としては、資産を譲り受けるタイプのほかに、特別目的会社自らが物件の開発行為を行うタイプ（例えば、特別目的会社がマンションを開発し完成後に第三者への譲渡が行われるタイプ）のものが

審議事項(5)

見受けられます。これらの特別目的会社に対する財務諸表等規則第8条第7項の特則の適用の可否は必ずしも明らかではありませんが、これらの特別目的会社に関与する関係者が、当該特別目的会社が子会社へ該当するか否か検討を行うに際しては、監査上、経営者が採用した会計方針が取引の実態を適切に反映するものであるかどうかについて、実質支配力基準の適用も含め監査人が自己の判断で評価することが必要になりますので、留意が必要です（「監査基準の改訂について」（平成14年1月25日 企業会計審議会）三九（1））。

また、資産を譲り受けるタイプの特別目的会社については、上記の要件を満たした場合には、出資者等から独立しているものと認められることとなりますが、当該特別目的会社に関与する関係者で出資者等以外のものについては特則の適用がありませんので、本則である財務諸表等規則第8条第3項の実質支配力基準により、子会社への該当の判定を行うことになり、監査上、留意が必要です。

なお、財務諸表等規則第8条第7項の特則が適用される場合には、特別目的会社に資産を譲渡した会社の個別財務諸表上で、当該特別目的会社の発行した劣後債の保有、リコース義務の負担などに係る損失が、適正に計上されていることが前提となるため、特に留意が必要です（「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三を参照）。

Q23 特別目的会社と一定の関係性を有している場合、当該特別目的会社に係る開示を行うに際して、監査上、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A：現行の会計基準等では、特別目的会社と一定の関係性を有している場合における開示については、明示的には取り扱われていません。

特別目的会社と一定の関係性を有している場合、現行規則上は、その契約内容に従い、以下の開示が必要となります（資産、負債に計上されている項目を除く。）。

偶発債務

財務諸表等規則第58条及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第39条の2では、現実に発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるもの（重要性の乏しいものを除く。）については、偶発債務として貸借対照表に注記することを求めています。特別目的会社に関連した取引で、偶発債務に当たるものとしては、以下のようなものが考えられます。

- ・ 特別目的会社の発行する債務の弁済の保証
- ・ 特別目的会社の保有する資産の価値の保証（残価保証等）
- ・ その他、特別目的会社に対して支出を行う条項のうち、将来に事業の負担となる可能性のあるもの

審議事項(5)

なお、特別目的会社とのリースバック取引を行っている場合は、上記の「特別目的会社の保有する資産の価値の保証（残価保証等）」が、種々の形式を採る例が多いため、特に、契約条項の確認を実施する必要があります。また、解約不能なオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料の金額については、一年内のリース期間に係る金額及びそれ以外の金額に区分して注記することとなります（財務諸表等規則第8条の6第5項及び連結財務諸表規則第15条の3）。

また、特別目的会社との取引により一定の偶発債務を負担している場合においては、監査委員会報告第61号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」を適用した上で、追加情報として開示することについて検討する必要があります。

関連当事者との取引の開示

財務諸表等規則第8条の10及び連結財務諸表規則第15条の4では、関連当事者との取引がある場合、当該関連当事者に係る一定の事項について注記しなければならないとされています。また、当該開示事項に係る監査上の取扱いとして、監査委員会報告第62号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」が定められています。

特別目的会社に関連する取引で、関連当事者との取引として開示すべきものとしては、特別目的会社に関連会社である場合等が考えられます。

担保資産の注記

財務諸表等規則第43条及び連結財務諸表規則第34条の3では、資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならないとされています。不動産又は金融資産を譲渡した場合に会計上は金融処理する場合には、実質的に当該不動産又は金融資産を担保として資金調達を行うことになるため、担保資産の注記に準じて注記が必要になると考えられます（不動産流動化実務指針第22項を参照）。

追加情報の注記

財務諸表等規則第8条の5及び連結財務諸表規則第15条では、財務諸表又は連結財務諸表の利害関係人が、会社又は企業集団の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならないとされています。当該開示事項に係る監査上の取扱いとして、監査委員会報告第77号「追加情報の注記について」が定められています。

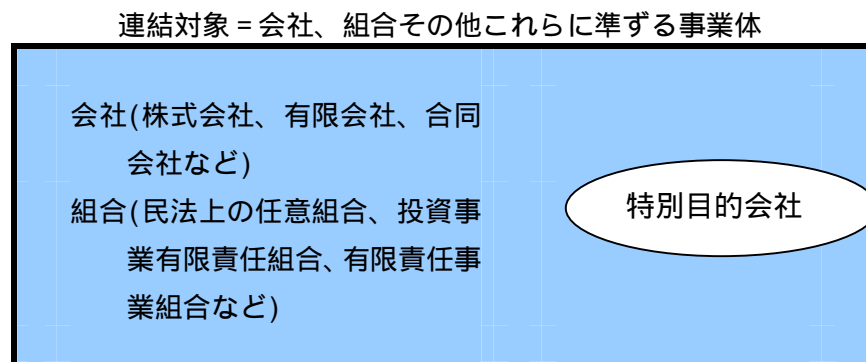
特別目的会社に関連する取引で、追加情報の注記としては、企業の置かれている個々の状況によることになるため一律に定めることはできませんが、例えば、以下のようなものが考えられ、必要性を判断することとなります。

- ・ 重要な資産を譲渡した場合、金額及びその旨

- ・ 特別目的会社を連結していない場合で、事業上、重要な関係があるケースにおいて、特別目的会社の概要及び事業上の関係の内容
- ・ 特別目的会社を連結した場合に、その旨、連結財務諸表に含まれている資産及び負債の概要

<参考2>

連結の範囲について



1 特別目的会社

(現状) 事業内容が限定されている「特別目的会社」については、出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている。

(問題点) 近年、特別目的会社を利用した取引は急拡大するとともに、複雑化・多様化しており、当該取引に係る会計処理に関する判断が難しくなっているといわれている。実務上の判断が困難なものの中には、金額的重要性があるものも多く、早急に当該会計処理を検討する必要があるというテーマ協議会からの指摘を受けている。

2 会社、組合その他これらに準ずる事業体

(現状) 連結対象となる子会社の範囲に含まれる⁵。

(問題点) 実質支配力基準の具体的な指針について、株式会社を中心に考え方が示されている。このため、実務上、会社以外の事業体に対する具体的な指針等をより明らかにすべきという指摘がある。

⁵ 「親会社」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国の法令に準拠して設立されたものを含む。）をいう。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関（意思決定機関））を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいうとされている。

<参考3>

証券化市場の規模(推計)

(単位:兆円)

証券会社による調査報告(年間フロー)	ドイツ証券(*1) (2005年暦年)	野村證券(*2) (2005年暦年)	備考
リース	1.0	0.8	
クレジット	0.6		
消費者ローン	0.3	0.8	
住宅ローン・貸出金	4.4	4.3	うち住公分2.0(住宅金融公庫資料)
不動産	1.4	1.2	(*4)
CD0	0.4	0.6	
その他	0.6	0.4	
合計(*3) ⁶	8.8	8.2	

(*1) ドイツ証券株式会社 グローバル・マーケット・リサーチ「セキュライゼーション 05/06」(2006年5月11日)による。

(*2) 野村資本市場研究所 (<http://www.nicmr.com/nicmr/data/market/index.html>)「日本における証券化商品発行推移額」を参照。出典は野村證券。

(*3) この他に売掛金を中心とする ABCP プログラムによる発行残高は約5兆円と想定される⁷。

(*4) 国土交通省土地・水資源局土地情報課の統計によると、不動産証券化の市場規模は、2005年度において約6.9兆円(前年比30%の増加)とされている(ただし、証券を発行せず、ノンリコースローンのみにより調達したものも含む。内訳は次のとおりである)。なお、いわゆる開発型の証券化については、2005年度は6,500億円(前年度比14%の増加)と集計されている。

スキーム	2005年度(速報値)
J-REIT	1.7兆円
不動産特定共同事業	0.2
TMK	1.2
その他スキーム ⁸	3.8
合計	6.9

⁶ 格付機関フィッチの集計では、2005年(暦年)の日本の証券化市場の発行規模は約8.9兆円(前年比約59%の増加)とされている。また、クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社(現クレディ・スイス証券株式会社)の集計による「証券化商品/クレジット商品マンスリー1月号(1)証券化商品」(2006年1月6日)では、2005年(暦年)の国内証券化商品発行額は、約8.6兆円となり、2004年の約4.9兆円に対して約73%の増加となったとしている。

⁷ 財務省財務総合政策研究所「資金循環における市場型間接金融の役割に関する研究会」報告書における市場関係者からの発言では、ABCP発行残高は約5兆円(うち売掛債権は7~8割)と見込まれている。なお、売掛債権等を裏付資産とする証券化商品プログラムの発行枠は約15兆円(日銀・日証協資料から)。

⁸ 信託受益権をYK・KK等を通じて証券化(ローンのみによるものも含む)したものなど